

2月定例県議会議案への討論

2014年3月24日 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。日本共産党県議団を代表し、討論を行います。

最初に知事提出議案について述べます。まず、議案第一号、2014年度福島県一般会計予算案に対し反対の立場で意見を述べます。新年度一般会計予算案は過去2番目の規模となる大型予算となりましたが、以下の点から反対致します。

第一に、この予算案は消費税増税を前提とし、県が国に納付する必要のないものまで料金に転嫁し収入に見込んでいます。消費税は低所得者ほど税負担率が高くなる最悪の弱い者いじめの大衆課税です。今闘われている春闘で、一部大企業でようやく賃上げの兆しが見えてきたとは言え、その額は月額2,000円程度です。消費税増税による国民負担は、年間で8兆円、社会保障の改悪を合わせれば10兆円に上り、一人当たりになると8万円を超す負担増となります。労働者の給与は、1997年をピークに減少し続け、一人平均年間70万円も減少しているのです。そこに消費税増税が実施されれば、生活は益々困難を極めることは必至です。中小業者にとっても、消費税増税は営業を脅かし、事業の継続すら危うくしかねない問題として、不安が広がっています。

国は、消費税増税を社会保障のためと説明してきたにもかかわらず、社会保障制度改革プログラム法が成立させられ、国民の生存権を否定するに等しい医療、介護、福祉、年金改悪が次々と強行されようとしていることは到底認められるものではありません。まして福島県民は、大震災と原発事故で被災し、県民生活がかつて経験したことのない苦しみを負わせられており、消費税増税と社会保障の改悪が追い打ちをかけることとなり、本県復興に大きな障害をもたらすことは明瞭です。

第二に、安部政権の国民生活切り捨て、原発再稼働に突き進む財界、大企業優先の政治が、福島原発事故の安定した収束作業を阻み、県民の不安を増大させようとしていることに対して、県が県民の命と安全を守り、住まいと暮らし、生業の再建に全力を挙げる立場から国に毅然と対峙する政治姿勢が希薄であることです。わが会派の代表質問に対して、知事は国政については殆ど自らの意見を述べようとしておりません。暮らしと営業の破壊、憲法解釈まで変えて戦争する国づくりに突き進もうとする危険な暴走に、県民の間からも批判の声が上がっている下で、この政治の暴走に歯止めをかけることは本県復興の大前提ではないでしょうか。

特に看過できないのは、国が県内原発10基廃炉を求めるオール福島の願いに背を向け続けながら、一方では国内原発の再稼働を進めようとしていることです。福島原発事故収束作業はトラブルが頻発し、安全な作業遂行自体が困難を極めています。県はこの間、東電任せでなく国が前面に出た対策をと求めてきましたが、国は原子力規制委員会の人員体制に象徴されるように、81人の増員の大半は再稼働の審査、検査のための要

員であり、福島原発への増員は僅か 10 人に過ぎません。再稼働ありきの姿勢が、福島事故原発の対応にとっても障害となっていることは明瞭です。

田村市都路地区を皮切りに再編された避難地域の解除が始まろうとしています。避難者の不安が払拭されない理由の一つには事故原発収束作業の安定化、安全確保が図られていない問題があり、帰還を希望する避難者の希望すら奪っているのが国の政治です。国のエネルギー基本計画は撤回し、福島事故原発の収束作業の安全確保に全力を傾注するよう国に迫ることなしには福島の復興は実現できないことを国に強く求める県の姿勢が今こそ必要であることを指摘するものです。

第三に、被災県民ひとり一人に寄り添い支援する事業展開が不十分だということです。

知事は新年度予算案を復興の姿が見える予算にしたと述べましたが、その内容の中心は復興拠点事業が本格化し工事に着手することです。福島の真の復興とは何でしょうか。全ての被災県民が、住まいと暮らし、生業を取り戻すひとり一人の県民の人間復興こそ、福島の復興の土台ではないでしょうか。

大震災と原発事故から 4 年目に入った今なお避難生活を余儀なくされている県民が 13 万 5 千人に及ぶ深刻な現状に対して、借り上げ住宅の住み替え要求を認められるのは極めて限定的で、多くの避難者は我慢を強いられたままです。同一自治体内の避難者には住宅家賃の支援すら行われていないのです。既に避難指示解除された旧緊急時避難準備区域で避難継続している住民からは、生活支援を求める切実な要望が上がっており、特定避難勧奨地点が存在する地域でも、賠償を求める声が上がっているように、避難の有無にかかわらず県民が抱える不安や要求に寄り添い、ひとり一人の実情に応じた丁寧な支援を継続する努力こそ求められています。予算案にはその取り組み不十分です。この間企業立地には大企業への補助金を含め、2,000 億円もの補助金が見込まれるのと比較しても、被災県民への支援は不十分と言わざるを得ません。

被災県民の復興に不可欠の住まいの再建に対しても、被災者生活再建支援法の枠組みを超えた支援はありません。岩手県が市町村と共同で独自の支援上乗せを行っているのとは対照的です。被災県民の住まい、暮らし、生業の復興があつてこそ福島県の復興という観点で、個々の被災県民への支援策を強化すべきです。

一方で、予算案には小名浜港東港整備費、山間部に巨費を投じて不要不急の林道を整備する山の道整備費などの無駄遣いも盛り込まれています。

以上の理由から議案第一号一般会計予算案、及び議案第九号港湾整備事業特別会計予算案には反対を表明いたします。

次に議案第 31 号、県営住宅等条例を一部改正する条例案についてです。この議案は復興公営住宅を設置するための条例案ですが、原発事故で避難を余儀なくされた避難者の生活拠点整備なのに、家賃は一旦払ってもらい駐車料金まで徴収するものです。これら入居者負担分は賠償で対応しようとしていることは問題です。入居者に賠償請求の負担を負わせるのではなく、免除し県が賠償請求すべきでと考えるので、本議案には反

対です。

次に、議案第62号、教育関係職員定数条例の一部を改正する条例について述べます。この条例は毎年国の標準法に基づき、教員定数を定めるものですが、定数を定める主体は県です。本県の教員2万人の内約1割が非正規雇用の常勤講師で占められている現状をどう見るかという問題です。本県に非正規教員が多いのは、被災地への加配があることに加えて、福島県が独自に制度化してきた30人学級や30人程度学級による増員分を、正規教員ではなく非正規教員で対応してきたことがあります。県が制度として実施している以上、必要教員を正規で対応するのは当然の措置ではないでしょうか。国の標準法は、国庫負担金の算定基準となるものですが、この枠を超えた定数設定が違法とはなりません。大震災と原発事故に見舞われた本県だからこそ、子どもたちに寄り添う教育を保障する教員体制を構築すべきと考えます。

次に、議案第63号、福島県立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例について述べます。この条例は、国の高校授業料無償化を廃止する法律の成立に伴い条例を見直すものです。国の制度見直しにより、全国では約22パーセントの生徒が、本県でも同様に県立高校で3000人、私立高校で450人程度の生徒が支援金給付対象から除外されてしまいます。しかも申請しなければ給付されません。県は、被災高校生についても一般と同様に扱うとしています。

高等教育費の無償化は世界の流れであって、日本がようやく世界水準に到達したかと思えば、僅か4年で廃止してしまい原則有償化したことは日本の教育制度の異常さを示すものです。国際人権規約を批准しながら、社会規約の中等高等教育の無償化の斬新的実行について留保してきたことに国内外から批判が高まり、やっと留保を撤回したばかりなのに、この態度とも逆行する高校授業料原則有償化は国際公約にも反する態度です。県は国の無償制度見直しに関し負担の適正化を図るものとの認識を示したことは認められません。よって本議案には反対です。

次に、議案第23号、26号について述べます。この議案は、消費税増税に連動し、県の料金引き上げを行うための条例改正ですが、消費税増税の問題点は先に述べたとおりであり、県民生活を脅かす政治に与することはできません。よってこれら議案には反対です。

直接消費税増税に伴うものでなくても、料金を引き上げる議案が出されており、第25号、技能試験手数料引き上げ、第27号道路交通法関係手数料引き上げ、第41号鳥獣保護に関する手数料引き上げがその議案です。これらはいずれも消費税増税に便乗する値上げというべきもので、今引き上げなければならない根拠は見当たりません。復興途上の県民に安易な負担増を押し付けるべきではなくこれらの議案には反対です。

次に、議員提出議案の意見書案について述べます。まず、議案第259号、資格要件を欠くNHK経営委員の罷免とNHK会長の交代を求める意見書案について可決すべ

きとの意見を述べます。

安倍首相は戦後レジームからの脱却を掲げ、日本の侵略戦争をアジア解放の正義の戦争と宣伝する靖国神社を公式参拝、特異な歴史観を日本の社会に押し付け、平和憲法を敵視し戦争する国づくりへの動きを強めていることが、日本の政治のあらゆる分野に歪みと矛盾を広げています。安倍首相が任命したNHKの経営委員、その経営委員会が任命した会長の発言もそこに根源があります。従軍慰安婦の強制はなく、世界のどこでもあったことなどとした発言に象徴的に表れた歴史の真実を歪める発言は、これまでの自民党政府が公式に認めてきた歴史の事実に基づく河野談話を否定するだけでなく、日本の侵略を受け、植民地支配を受けたアジアの国々はもとより、日本が頼みにしてきたアメリカからも批判が相次いで出されている通りです。

日本の侵略戦争を反省し、二度と繰り返さないことを内外に宣言しポツダム宣言を受諾、平和憲法を制定して国際社会に復帰したのが日本と世界の戦後の出発点となったのです。それを日本が否定することは国際公約として許されず国際社会の信頼を得ることはできません。安倍首相が経営委員を罷免しないのなら、本意見書案を可決し国民世論で退任に追い込むしかありません。

次に第259号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書案について可決すべきとの意見を述べます。当県議会は、昨年9月議会で秘密保護法の慎重対応を求める意見書を採択、この法律の危険性を指摘するとともに、原発情報まで秘密扱いすることは認められないとする意思表示を行いました。福島市で開かれた地方公聴会では意見陳述した7人全員が反対若しくは慎重対応を求める意見を述べたことに象徴されるように、福島県民の声は秘密保護法反対が圧倒的多数を占めていたのです。

しかし、政権与党は福島県民、全国の廃案を求める世論には耳を貸さず、秘密保護法の採決を強行し法案を成立させたのであります。この法律には、立場の違いを超えて各界各層から反対の声が上がっていましたが、法律が成立したのちにむしろ反対の声が高まっており、国民の反対と怒りがいかに大きいかを示しています。これほど批判が大きい法律は廃止するしかありません。慎重対応を求めてきた県議会として、廃止を求める県民の要求に答え、県議会として廃止を求める意見書を提出すべきです。

次に、議案第262号、原発を維持するエネルギー基本計画に反対する意見書案について可決すべきの立場で述べます。政府は、原発再稼働を前提に原発を重要なベース電源という内容のエネルギー基本計画を間もなく閣議決定しようとしています。

閣議決定は当初1月中と言われていましたが、今もって決定できない背景には、福島原発事故の深刻で悲惨な実態に目をふさぐことは許されない、原発から発生する放射性廃棄物の最終処分方法すら決められないことへの国民の批判の高まりがあるからです。どの世論調査でも、原発の再稼働は行うべきでないが多数を占めているように、国民は再稼働を認めていません。福島県の事故原発の収束作業に国と東電が本腰を入れて取り組む体制を構築する上でも原発再稼働が障害となることは必至であり、本県復興

の妨害となる原発再稼働は到底認められません。よって県議会とてエネルギー基本計画には反対の意思表示をすべきです。同趣旨の請願も採択すべきです。

次に、議案第274号、地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対する意見書案についてです。安倍内閣は、教育の首長からの独立を基本とする現行教育委員会制度を見直し、国と首長に権限を集中させて権力機関の方針に沿う教育行政に変えようとしています。安倍内閣のもとで、下村文部科学大臣が沖縄の石垣島の教育委員会が決定した教科書選定を見直すよう求める是正要望を初めて行ったように、既に教育への国の不当な介入が始まっています。

政府の諮問機関である中央教育審議会が政府案に対し、教育委員会に最終意思決定権を残すべきとの複数意見が出されたことを受けて、答申に別案として付記された経過もあるように、強い権限を持つ首長に教育の最終決定権まで与えることには教育の独立性が保障されなくなると、強い懸念が各方面から示されているのです。時の権力に絶対服従の国民を作り上げることを目的とした戦前の教育の反省の上に、平和な国家を目指す主権者を育成する観点で教育の独立性が確立されてきたのが日本社会の到達点です。この歴史の進歩を否定する安部内閣の危険な教育制度の持ち込みは認められません。

次に継続審査の議案第228号、社会保障制度改革プログラム方の撤回を求める意見書案についてです。残念ながら同法は既に国会で可決成立してしまいました。しかしながら意見書案の趣旨は、県民の復興に不可欠の医療、介護、福祉、年金等の社会保障制度をことごとく改悪し、生活基盤を切り崩そうとする制度改悪に反対を表明し真の復興を進めるために国に方針撤回をもとめるもので、当然可決すべき内容です。

次に、継続審査となっていた議案第251号、義務教育費国庫負担を2分の1に戻し、制度の拡充を求める意見書案についてです。もともと義務教育費の国庫負担金は2分の1だったものが3分の1に縮減され、都道府県の負担が増大しています。

大震災に原発事故が加わった福島県は教育環境にも大きな困難がもたらされており、国の加配だけではとても対応できない状況にあり教育現場では教員の増員を求める要求が渦巻いています。教職員人件費の国庫負担引き上げは喫緊の課題となっていることから、本議案は可決、同趣旨の請願は採択とし国に強く迫るべきです。

次に、ブラック企業調査を求める請願についてです。違法な労働を強要するいわゆるブラック企業の存在が社会問題となり、国もようやく調査に乗り出し、本県でも82.5%に違法があったことが明らかになりました。本請願は、県にも調査を求めるもので、法的な権限はないとしても、若者が希望を持って働ける雇用環境を作ることは、雇用創出と同様に重要な課題であることから、本請願は採択すべきです。以上を述べて討論いたします。

以上